



「大地の活力とうまんちゆの魂が 創り出す自然共生の清らまち」 の実現のために

平成20年八重瀬町第3回定例会が3月10日から3月30日の日程で開催され、3月10日には、町長の平成20年度施政方針表明があり、まちづくりの基本理念が示されました。



八重瀬町長 中村 信吉

◆はじめに

八重瀬町議会3月定例議会の開会に当たり、平成20年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと思っております。

日本の世相を表す漢字を毎年12月に発表されますが平成19年は偽という漢字が公表されました。まさに昨年は国民、県民が今日の社会情勢に疑念を抱かせる一年でございました。

防衛省の疑惑、牛肉、食品の賞味期限の偽装など国民の日常生活に関わる事件が大きな社会問題になりましたが、これも、バブル崩壊後の日本経済、世界経済の低迷、不安定さがもたらした要因ではないかと思えます。

又、原油価格の高騰により企業倒産、工業製品、食品価格の値上げ農水産物の肥料、ビニール、燃料などさまざまな分野で国民生活に大きな打撃を与えていることも事実でございます。地方自

治体におきましても、最近マスコミで報道されております。道路特定財源暫定税率の存続か見直しか、国会で激しく論戦が繰り広げられております。地方自治体でもこの道路特定財源暫定税率の継続につきましては各都道府県の知事をはじめ、地方自治体の首長も強



港川ハーレーで港川選抜小学生チームが港川選抜お母さんチームに競り勝ちました



組踊「夫婦縁組の巻」が復活上演されました

く要望しており、もし、その法案の見直しが可決されましたら全国の地方自治体の行財政運営、地域経済の活性化に大きな影響が出てまいります。

私達、八重瀬町でも国道507号の早期実現のために、これまで国、県への要請活動を続け、県の早期整備への回答が得られる状況までできましたが、この道路特定財源が見直されますと国道507号、331号も暗礁にのりあげられないか八重瀬町長として非常に心配しております。

私達、八重瀬町にとりまして国道507号、331号は生活基盤である生活道、通勤道であり経済振興、農業水産振興の起爆剤であると共に、観光振興の発展にかかすことのできない道路と考えております。

私は、町長就任以来、公約の一番に国道507号の早期実現を掲げてまい

りましたように新生八重瀬町の発展も基幹道路であります507号、331号の整備だと考えております。

議員の先生方にも、党派を抜きに道路特定財源存続の御理解と御支援をお願い申し上げたいと思います。

つづきまして、八重瀬町の町政運営につきましては合併時に策定致しました。八重瀬町新町建設計画を基本に行財政運営を推進してまいりましたが、3月に八重瀬町総合計画を総合開発審議会に諮問する予定でございます。策定までは新町建設計画で行政運営を推進したいと思っております。

また、八重瀬町町章、町花等委員会へ諮問しております町民憲章も平成20年2月6日に答申を受け2月20日公布し制定しております。

平成20年度の施政方針の中で八重瀬町町民憲章を述べたいと思っております。

(前文)八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づく町です。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

(本文)

一、わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくりまします。

一、わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくりまします。

一、わたしたちは 心とからだをきた

え、健康で明るいまちをつくりまします。

一、わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくりまします。

一、わたしたちは 働くよるこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくりまします。

この町民憲章を八重瀬町民に広くPR、啓蒙、広報活動をするために各種団体から選出した町民憲章推進協議会(案)を設置していききたいと思います。

平成19年度にも述べましたが、私がまちづくりの基本理念として掲げております「町民がいきいきと、安心して安全な町、働きやすい町」また、八重瀬町の将来像でもあります。

「大地の活力とうまんちゆの魂が創り出す自然共生の清らまち」の実現のために、町民の御協力と御理解を得な



夏期巡回ラジオ体操みんなのラジオ体操会、約2800名が参加

がら町民の目線で一步一步着実に行政運営を推進していく所存でございます。

◆ 予算編成について

平成20年度も厳しい財政状況の中、様々な課題に対応しつつ更なる発展に向けたまちづくりを進める重要な年度であります。

本町の財政状況は平成18年度普通会計決算値によると、経常収支比率は93・9%(3・1%の減)となっており、若干改善されたが依然として高い数値にあります。町税については、2・6%の増収になっていますが、徴収率においては、県平均を下回っている状況であり、また地方債残高は平成18年度末で129億2千2百13万6千円の決算額で平成17年度に続き上回っています。さらに債務負担行為による翌年度以降支出は増額になることから、将来に負担を残す状況であり、また、本町の基金残高は、9億5千5百59万3千円であることから脆弱な財政基盤となっております。

しかしながら本町は合併をして3年目を迎え、新しいまちづくりに向けて着実に進んでおり、国道507号沿いの屋宜原地区及び伊覇地区土地画整理事業の進捗に伴い、新たな町並みが形成されつつあり、八重瀬町の中心市街地とすべく施策に予算を反映させております。さらに環境に配慮すべく、農業、漁業集落排水整備事業の推進、又、少子高齢化に伴う福祉事業や教育

関連の学校施設、具志頭社会体育館のリニューアルの実施設設計などの施策に重点的に講じています。

また、住民ニーズの多様化や地方分権の推進により地方の自由度が高まり、地方間の競争の時代が来ると言われており、そのためには自己決定、自己責任の下、施策の優先度を明確にし、事業取捨選択を進める必要があります。これらを念頭において各分野に予算を反映しております。

平成20年度の予算編成は、国・地方を通じて更なる財政健全化が進められる状況下で、歳出については、集中改革プランの実施に基づいた経常経費の徹底したコスト縮減、各種経費の削減を図ることを基本とし、又、政策的経費については、諸事業の峻別・優先付けを行いその範囲内で、財源の重点性・効率的な配分に努め、創意と工夫で最大の行政効果が得られるように取り組み、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営を目指した予算といたしました。

歳入については、前年度からの三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴う町税及び国民健康保険税等の徴収率向上が課題となっております。税の公平性の観点から長期並びに高額滞納者への滞納処分の実施を強化し、更なる財源確保に努めてまいります。平成20年度予算規模（案）については一般会計81億5千9百50万円、国民健康保険特別会計26億8千33万4千円、老人保健特別会計2億2百52万3千円、後期高齢者医療特別会計1億5

千2百91万円、集落排水事業特別会計8億3千1百92万6千円、土地区画整理事業特別会計20億5千9百66万7千円となっております。

各会計の予算を合計致しますと140億8千6百86万円となっております。それでは、主な施策についてその概要をご説明申し上げます。

1 魅力と活力を創出する産業づくり

町の活性化を図るためには、農漁業振興、産業振興は重要な施策であり、そのためにも亜熱帯性気候等を生かした産地を形成し、消費者や市場に安定的に供給できる生産供給体制の充実強化を図り、消費者や市場に安定的に供給できる産業基盤の整備が必要だと思っております。

農業につきましては、優良農用地の保全、確保に努め、農業基盤整備を推進すると共に農作業の効率化、担い手の育成、確保、農地の利用集積を図り、農業経営の安定と生産性の向上に努め、消費者に直結した産地消を推進致します。

さとうきびにつきましては、新たな経営安定対策事業等に伴う新制度への対応として、制度化の推進を図ると共にさとうきび生産組合の組織強化、優良品種の奨励、肥培管理、土づくり等を推進し、安定的な生産供給体制を確立いたします。

機械化一貫作業体系無脱葉出荷を奨励して生産コストの低減を推進すると

共に生産の維持増産を図ります。

園芸事業につきましては、平成18年度に甘蔗、小菊、ピーマンが拠点産地に認定され順調に生産拡大を図っており、認定農業者85名、エコファーマー農業者も60名に増え今後も高品質、付加価値の高い、安全、安心な農産物を届ける産地づくりを形成してまいります。

畜産業につきましては、畜産担い手育成総合整備の実施により、草地改良造成、牛舎等施設設備の充実と共に肉用牛の生産が安定してまいりました。今後は経営感覚の優れた担い手の育成、確保を図り、経営の安定、発展に向けた体制の充実強化を推進致します。

また、家畜排せつ物の有効活用技術を確立すると共に、家畜排せつ物の農地還元を基本に環境と調和した資源循環型の農業を促進致します。

水産業につきましては、強い水産業づくりで荷捌き施設も平成20年3月末には完成見込みであり、水産振興に大きく寄与するだけでなく、資源管理型漁業（パヤオ、ソデイカ、トビウオ）など漁獲量の増や後継者の確保、育成を図り水産業の活性化を推進します。

商工業につきましては、多様化する情報社会の急激な進展に適切に対応できる基盤を構築できるよう、商工会と連携を取り地域活性化に向けたまちづくりを推進します。

観光につきましては、やえせ桜まつりが町内外から観光スポットとして評価を受けており、八重瀬城の周辺整備

（さくららの植栽等）を図り観光地として定着できるよう推進致します。また、ガラビ壕や港川人、平和祈念公園を結ぶ平和学習等の各種ツアー、体験・滞在型観光のガイド、インスタラクターの養成にも力を入れ自然と資源を調和した観光の推進を一步一步進めてまいります。

農業基盤の整備については、都市部と比べて立ち遅れている農村環境の整備を改善するため、集落地域整備事業、村づくり交付金事業の実施、近代的農業を展開するため、本島南部地下ダム水源の活用、また、国営かんがい排水事業「島尻地区」の事業実施に向けては、関係機関と連携し農家の意向調査の確認を行ってまいります。

また、県営事業につきましては、圃場整備、畑地かんがい、農道整備、耕土流出事業等を引き続き県と連携し実施してまいります。新規事業としては、土砂崩壊防止工事（安里地区）の事業を実施し地域安全を図ります。

2 調和のとれたうるおいのある安全・安心のまちづくり

適正な土地利用の推進を図るとともに、安心して遊べる公園・緑地の整備、各種公共施設の整備、さらには個性ある都市景観の形成等を通して、田園環境と調和した魅力と活力あふれる市街地の整備に努めます。

第一次八重瀬町総合計画は策定中でありませんが、総合計画は地方自治法でその制定を定められた計画であり、八重瀬町が行う全ての施策や事務事業の

根拠となる最上位の計画で、各分野ごとに作られる計画も、その考え方は総合計画との整合が図られることとなります。新総合計画策定後は、これに基づいて八重瀬町の新しいまちづくりを推進いたします。

沖縄県経済は殆んど公共事業に依存している状況にあり、増大かつ多様化する交通需要への対応が不十分であることから、本町として、なお一層の道路網の体系的な整備が必要であります。那覇空港自動車道は那覇空港と本島内の主要な、生活、生産活動の拠点を結び農林水産業、商業、観光の振興、新規企業の立地及び地場産業の活性化に大きく貢献するものであり、那覇空港自動車道と結ぶ国道507号・331号の早期の整備促進を引き続き推進いたします。又、県道におきましても糸満与那原線131号線・52号線などの早期整備実現を推進し、それらのアークセス道路を町道東風平4号線、後原部落中央線の改良工事を実施致します。

土地区画整理事業は無秩序な開発を防ぎ、良好な環境市街地を形成するため、土地の区画形成を整え、道路や公園などの公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図り、伊覇・屋宜原地区内の国道507号の整備が平成20年度の完成に伴い、本地域を本町の中心市街地の形成及び拠点として早急に整備する必要があります。

伊覇地区土地区画整理事業につきましては、平成17年12月に全域の仮換地指定が行われ、国道507号沿いの道

路拡張工事等が進められ、都市下水路事業も平成20年度完成予定であります。区画整理事業においては、道路築造工事、宅地造成工事、擁壁工事、物件補償などを引き続き整備致します。

屋宜原土地区画整理事業につきましては、幹線、区画道路の整備、宅地造成整備などが済んだ国道507号沿い及び造成工事が完了した地区には、マックスバリューや県営住宅及び新築住宅、アパートなどが数多く建設され新しい住宅環境が形成されており、平成20年度は幹線道路、区画道路、宅地造成の工事を完成させ事業完了に向けて取り組んでまいります。

富盛土地区画整理事業につきましては、地区面積の約90%の工事が完了しておりますので、平成20年度も造成、擁壁工事を中心に事業が実施され工事が完了する予定であります。

都市公園事業については、東風平運動公園の外周園路整備、用地買収、西部ブラザ公園の未整備箇所の整備、用地買収、長田門原公園の用地買収、実施設計などを実施してまいります。

下水道事業は、清潔で快適な生活環境の確保、海や河川等の水質の保全等の重要な役割を担うなど、住民生活に不可欠な事業であります。現在、農業集落排水事業（雄樋川地区）、漁業集落排水事業（港川地区）の整備を実施しており、平成20年度も引き続き処理施設の工事及び管路工事を実施してまいります。

また、行政情報化の推進につきましては、地方分権社会の到来により、行

政と住民が互いに資源や知恵を共有しながら、協働して地域の課題を解決していくことが求められています。

行政と住民が互いに情報を共有し、連携協力することにより、地域の発展が図られると思われまます。そのためにも行政の電子化を推進し、住民サービスの向上や情報の共有化、事務の効率化を図るべきと思えます。

本町は、平成19年度「地域イントラネット整備事業」を導入し、各課における講座・行事などの案内や八重瀬町の歴史・文化、芸能情報の発信など町内外に幅広くアピールすることができました。また、防災情報システムの提供や議会の中継の配信など住民向けのサービスにも努めております。

平成20年度も引き続き行政情報化を推進し、住民サービスの強化を図り多くの行政情報を提供したいと思えます。

3 自然と人が共生する環境にやさしいまちづくり

近年、地球温暖化等地球規模の環境問題は、科学の発展と技術の進歩による大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルにより、地球温暖化が世界的に問題化されております。なかでもCO₂の排出については国民一人一人が地球温暖化の抑制について深刻な状況だと認識し、真剣に取り組むべき重要な課題だと考えます。

本町においても生活環境の保全及び健康で快適な生活を確保するために、事業所や家庭から排出されるゴミの適

正な分別、保管、収集、再生等の処理を実施し、さらに買い物用マイバックスの推進、生ゴミ等の堆肥化を奨励し減量化の推進に努めるとともに、大量に排出されるゴミの最終処分場の必要性に理解と協力を求めていると思えます。

その他の環境保全対策については、悪質な不法投棄の対策改善、河川の水質浄化、事業所から排出される悪臭等の公害対策、狂犬病予防注射実施の強化、ポーターラ駆除等の対策に努めます。

4 人と人の結びとやさしさが支えるふれあいのまちづくり

保健・医療につきましては、子どもから高齢者まで全ての人々が、いかに安全で安心して暮らせるかという地域保健・医療の基本を踏まえ、関係機関の協力のもとで地域医療、保健体制の強化等を通して、心とからだの健康づくりを推進致します。

福祉事業につきましては、国の地方分権や三位一体改革による補助金の廃止により財源移譲される事業が増えております。そのような財政状況下においても、町民への心のこもった福祉向上のため、次世代育成支援・高齢者支援・障害者自立支援をはじめ、町民福祉のニーズにあった施策を展開し、平等に、健康で、生きがいをもって、安心して暮らせる福祉の町づくりに努めます。

老人福祉につきましては、高齢者が住みなれた地域で自立・安心して暮し

ていけるような町づくりを推進し、施設・在宅福祉サービスの充実を図ると共に多様化する高齢者ニーズに 대응するため、健康と生きがい施策を実施してまいります。特に介護保険関連については、地域支援事業をより充実させ、介護予防事業・包括的支援事業・生活機能評価受診等を的確に実施し、要介護状態に陥らないように支援していきます。

平成20年度においても、継続的に生きがい活動支援事業・配食サービス・訪問型介護予防事業・介護用品支給事業等を実施し、町民ニーズに応えていきたいと思っております。

障がい者福祉については、これまで障がいのある方、ない方がともに生活し活動する社会を目指し、自ら歩む自立へのみち、地域でつなぐ「ふれあいの町」を目指して利用者のニーズに



のびる保育園「ふれあい農園」を開催し親子そろって記念撮影

応できるように関係機関の協力を得ながら、障がい者福祉サービスの周知と充実を図ってまいります。また、障がい者自立支援法に伴い障がい者への福祉サービス事業（居宅介護行動援護・生活介護・児童デイサービス・施設入所支援・自立訓練・共同生活援助など）、地域生活支援事業（相談支援事業・日常生活用具給付・移動支援事業・更生訓練費など）が実施され、地域における障がい者の生活を支える様々な事業を推進していきたいと思っております。

また、重度心身障がい者医療費助成事業・補装具給付事業・小規模作業所運営補助金等を実施し、今後とも障がい者が地域社会の一人としてともに暮らし、一人一人の個性と可能性を活かす社会参加の拡大、ともに支えあう町づくりに努めてまいります。

児童福祉につきましては、次世代を担う児童が心身ともに健やかに伸び伸びと育つことは、すべての町民の願いであります。保育所事業については、平成19年度に引き続き平成20年度も保育に欠ける児童の入所がスムーズに出来るように努めると共に保育需要に対応した保育施策の充実を図ってまいります。

平成20年度は、保育所の民営化に伴い町立保育所の2保育所が法人保育所としてスタート致します。これにより町立保育所が4カ所、法人保育園が8カ所になります。

地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るための事業である児童館・地域子育てセンター（小規模）の運営に



こいのぼりの集いで園児たちも大喜び

についても保護者のニーズにあった利用しやすい居場所づくりに努めてまいります。

増加する児童虐待の防止については、要保護児童の早期発見に努め、支援する内容の協議や情報交換等を「要保護児童対策地域協議会」を通して適切な支援の実施を行い、児童への虐待を未然に防ぐ体制づくりと相談体制の強化を図ってまいります。

ひとり親世帯、母子家庭については、相談、就業支援、支援体制の強化、制度の普及に努め母子父子家庭医療費助成事業を継続して実施致します。

国民の生命と健康を支える医療制度は、社会の基盤であり、それにより、わが国の医療制度は世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を実現してきましたが、急速な少子高齢化、経済の低成長は国民の生活や意識の変化等に大きな影響を与えています。

平成20年度からは、国の医療制度構造改革において医療保険者の義務として、「高齢者の医療の確保に関する法

律」により特定健康診査等実施計画を策定し、40歳から74歳までの国保加入者を対象とする内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施していきます。同時に、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を防止するため予防接種を実施していきます。

老人医療につきましては、平成19年度までは町の老人医療に加入しておりますが、平成20年度からは、沖縄県内市町村が加入し運営される後期高齢者医療に移行して頂き、新医療制度のもと、沖縄県後期高齢者医療広域連合と市町村の連携による医療を実施することになっております。

国民健康保険税につきましては、平成19年度まで不均一課税が行われておりますが、税の公平な負担、安定的な保険給付事業を実施するためにも、税率の統一を推進していきます。また、今後とも医療費抑制に努めるとともに、レセプト点検等による医療費の適性化を図り、自主財源確保のため夜間訪問指導等を強化し、収納率向上を推進していきます。

5 夢と未来を開く心豊かなまちづくり

次代を担う子どもたちの心と体をいきいきと育み、夢と未来を開く心豊かな人を育てるために、教育や文化活動は極めて重要な役割を担っております。

そこで、生涯学習社会の構築を確